

具体的施策の方向性

国の研究開発プロジェクト等における、研究開発、知的財産権取得、標準化の一体的な推進

- ・ 将来的に普及が期待され広く社会に影響を及ぼす可能性の高い、実用化・産業化をにらんだ技術の開発については、早期の段階から標準化戦略（ビジョン）を立てて取り組むこととする。
- ・ 国の研究開発に関し、標準化戦略を視野に入れたプロジェクトについては、そのための活動の予算を確保する。また、必要に応じて、知的財産や標準化について知見を有する専門家を活用する。
- ・ 公的研究機関や大学においては、研究開発に際して、専門家を活用するなど、標準化を視野に入れられるか等検討を行う。また、研究成果の普及の観点から標準化（規格作成）に積極的に取り組むとともに、研究開発の成果を国際標準化するための活動に主体的に参画する。

国内規格の審議の迅速化、国際規格との連携の強化

- ・ 企業が、戦略的に国内規格を国際規格へのステップとして活用できるよう、国内規格の審議の迅速化を図るとともに、国内標準化活動と国際標準化活動の連携を強化する。

民間における標準化活動の促進

- ・ 標準化活動の重要性を普及啓発し、企業等のトップレベルにおける標準化活動の認識を高める。
- ・ 企業や公的研究機関等の経営者・研究者に対する標準化活動に

関する研修を充実する。

- ・大学においては、ビジネスに直結する標準化教育の立ち上げを図る。特に既存の知的財産専門家養成コース、MOTコース等において、標準化に関するカリキュラムを取り込む。また、国際標準化が産業競争力に与える経済的効果の分析など標準化に関する研究を行う。

標準化に関連するルールの明確化による環境の整備

- ・フォーラム規格の法的リスクを低減させるため、競争政策とバランスのとれたルールを整備し明確化する。ルールの整備にあたっては、国際的な調和が図られるよう各国の当局間での十分な連携を図る。また、事前相談制度の積極的活用を促す。

アジア諸国との連携の強化

- ・戦略的な国際標準化活動の観点から、我が国と密接な経済関係にあるアジア諸国との国際規格の共同開発を行う等の連携強化を推進する。